

補助金のお知らせ

老朽空き家等除却促進事業費補助金

- ▼対象物件 次の①～④のすべて、または⑤に該当する市内にある空き家
- ①木造、鉄骨造、コンクリートブロック造のいずれか
②一戸建ての住宅または床面積の過半が住宅として使用されていた併用住宅、長屋、共同住宅
③不良度の評点が100点以上(柱の傾斜や屋根、外壁が剥げるなど老朽化や損傷の程度が大きいもの)
④放置すれば周囲に影響を及ぼすおそれのあるもの
⑤特定空家等(改善措置の命令を受けていないもの)
- ▼対象者 対象物件の所有者または相続人等で、市税等の滞納がない人
- ▼対象工事 市内に本店を有する法人または市内

- に住所を有する個人事業主が行う工事
- ▼補助金額 除却に要する費用の5分の2以内(上限額=50万円)
- ▼募集戸数 10戸程度
- ▼事前協議受付および補助金申請期間 5月7日(火)～12月27日(金)
- ▼申請方法 事前協議として市職員が対象物件の現地調査を実施し、その結果対象となった場合のみ補助金の申請ができます。
- その他の条件がありますので、事前にお問い合わせください。
- 問い合わせ・申請先 建築指導課空家対策係(市役所3階、☎40-0522)



空き家・空き地利活用事業費補助金

- ▼対象物件 次の①か②を満たす物件
- ①弘前圏域空き家・空き地バンクに登録されている市内の空き地または空き家
②築25年以上で、空き家になってから90日以上経過した空き家
- ※空き家を解体して更地で引き渡す土地を含む。
- ▼対象者 ①空き地を購入する人、②空き家を購入する人、③空き家を賃借する移住者、④空き家を解体する人、⑤空き家の動産を廃棄する人
- ※移住者および子育て世帯は、築25年未満の空き家を購入する場合も補助対象となります。
- ▼補助金額 補助対象経費の2分の1以内(上

- 限額…対象者①=30万円、②=20万円、③=25万円、④=50万円、⑤=5万円)
- ※その他、条件を満たすことで上限額を上乗せできる場合があります。
- ▼申請方法 5月7日(火)～令和7年2月21日(金)に事前相談の上、申請してください。
- ◎弘前圏域空き家・空き地バンク 登録物件を募集
- 空き家・空き地を所有している人は、弘前圏域空き家空き地バンク協議会事務局(建築指導課内)へご相談ください。
- 問い合わせ・申請先 建築指導課空家対策係(市役所3階、☎40-0522)



ごみ集積ボックス設置事業費補助金

- ▼対象者 ごみ集積所を設置・管理する町会、集合住宅所有者など
- ▼対象経費 ごみ集積ボックス、折り畳み式ごみ収納枠の購入費・修繕加工費または、自ら作製・修繕加工する場合の材料費
- ▼補助金額
- 新たに設置または買い替えをして設置する場合…補助対象経費の2分の1またはごみ集積ボックスは12万円、折り畳み式ごみ収納枠は2万5,000円のいずれか少ない額
- 修繕加工をして設置する場合…補助対象経費の2分の1またはごみ集積ボックスは5万円、折り

- 畳み式ごみ収納枠は1万円のいずれか少ない額
- ※補助金の概要は5月1日(水)までに、各町会長等へ文書を送付します。また、市ホームページにも詳細を掲載しますので、ご確認ください/1補助対象者において年度内に申請できる基数に上限があります。
- ▼申請方法 5月1日(水)～令和7年1月31日(金)に「ごみ集積ボックス設置事業費補助金交付申請書」を提出してください。
- ※申請前に購入・作製しているものは対象外。
- 問い合わせ・申請先 環境課資源循環係(市役所2階、☎35-1130)



※各補助金は、先着順で予算額に達した時点で受け付けを終了します/申請書は担当課で配布しているほか、市ホームページにも掲載しています。詳細は問い合わせをするか、市ホームページで確認してください。

資格取得チャレンジ事業費補助金

- ▼対象者 市に住所を有し、ハローワーク、ひろさき生活・仕事応援センター、市農業無料職業紹介所を通して求職の申し込みをしている失業者またはパート・アルバイト労働者
- ※他にも要件があります。
- ▼対象訓練 市内に所在する教育訓練施設で行われるもので、一般教育訓練、特定一般教育訓練として厚生労働大臣が指定した訓練(通学による訓練が全課程の50%を超えるもの)または市内に所在する技能講習施設で行われるもので、労働安全衛生法に基づき実施される技能講習

- ※令和7年3月31日(月)までに修了する訓練・講習が対象。
- ▼補助金額 対象訓練に要する入学料および受講料の2分の1または3分の2以内(上限額=10万円～15万円)
- ※性別や年齢、講習区分により補助率と限度額が異なります/申請は随時受け付けします。
- ▼申請方法 対象訓練受講開始日の2日前までに、交付申請書等を提出してください。
- 問い合わせ・申請先 商工労政課(市役所5階、☎35-1135)



工芸品魅力向上事業費補助金

- ▼対象事業 令和6年度中に実施する伝統工芸品に関連する次の①～③の事業
- ①商品およびそのパッケージ開発、②プロモーションツール製作、③ホームページ開設(一新)
- ▼対象者 ①市内に主たる事業所を有する中小企業者/②構成員のうち市内に主たる事業所を有する者が過半数である組合または任意団体

- ▼補助金額 対象事業経費の3分の2以内(上限額=①50万円、②③各30万円)
- ▼申請方法 5月31日(金・当日消印有効)までに申込書等の必要書類を提出してください。後日、事業のプレゼンテーション審査会(6月下旬予定)を実施します。
- 問い合わせ・申請先 産業育成課物産振興係(市役所5階、☎32-8106)



中心市街地賑わい創出事業費補助金

- ▼対象事業 次の①～③の条件をすべて満たす事業
- ①中心市街地(◆)の集客や回遊性向上に資する事業/②中心市街地内で行う事業/③周辺の商店街と連携して実施する事業
- ※販売促進事業が中心となる事業は対象外/既存事業についてはご相談ください。
- ▼対象者 次の①または②に該当する団体等
- ①市内に事業所か事務所を有する営利を目的としない団体(市内非営利団体)で、他の市内非営利団体と連携するもの/②市内に店舗か事業所を有する事業者3者以上で構成されるもの
- ▼補助金額 対象経費の2分の1以内(上限額=通常枠40万円、健康枠50万円)
- ※申請前に商工労政課に相談が必要です。
- 問い合わせ・申請先 商工労政課商業振興係(市役所5階、☎35-1135)

学びを応援!まちなかにぎわい創出実証事業

- 高校生・大学生が、無料で勉強できるスペースを提供いただける店舗を募集します。
- ▼協力金 1店舗あたり上限5万円
- ※事業終了後に会場借上料として支払います。
- ▼募集対象 中心市街地(◆)内の店舗
- ▼募集店舗数 10店舗
- ※申し込み多数の場合は、市で選考します。
- ▼申し込み方法 5月17日(金・必着)までに郵送かEメールまたはファクスで申し込みを。
- ◎使い終わった赤本の寄付をお願いします
- 学生専用勉強スペースに設置するため、発行から5年以内の「赤本」を集めています。
- ▼受付期間 令和7年3月31日(月)まで
- 協力店舗の申し込み方法や、赤本の寄付方法は市ホームページで確認してください。
- 問い合わせ・申請先 商工労政課(市役所5階、☎35-1135)



(◆)中心市街地…駅前、大町、土手町、鍛冶町、百石町を中心とした区域